

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、B県C市所在のD流通センター内の同社のC事務所に配属となり、同事務所倉庫内において野菜の仕分け作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、カット野菜の入った約10kgの重さの折りたたみ式のコンテナを積み上げる作業時に首の左側を痛めたとして、E医療センターに受診したところ「頸椎ヘルニア、胸腰椎捻挫」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務が原因で発症したものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した頸椎ヘルニア等は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は本件の疾病に加え、平成〇年〇月〇日に会社での作業により右手捻挫を発症したとして、療養補償給付を監督署長に請求したところ、不支給処分となり、審査請求においても棄却されたため、再審査請求に及んでいる。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した「頸椎ヘルニア、胸腰椎捻挫」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は平成○年○月○日に業務中に首を痛めたと主張するが、それ以前から背部痛によりE医療センターに通院しており、受傷したとする日以降の症状などの状態はそれ以前と変わらず、診療録などの医証及びその経過から前記負傷日以降に請求人の症状が悪化したとは確認できない。また、請求人の休業補償給付支給請求書に記載されている「頸椎ヘルニア、胸腰椎捻挫」は平成○年○月○日以前から通院歴のある背部痛のことであることが認められる。

以上のことから、請求人は私病による既存疾病を有しており、医学的に当該既存疾病が業務により自然経過を超えて著明に増悪し発症に至ったとは認められないため、業務上の災害により発症した疾病とは判断できない。

#### 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。